

## 第8回大阪市公文書管理委員会議事要旨

### 1 日 時

平成27年8月21日(金曜日)10時00分から11時00分

### 2 場 所

大阪市公文書館 2階 会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

上田健介委員、金井美智子委員、小西和夫委員、澤井実委員、澤村美賀委員、玉田裕子委員、安竹貴彦委員

#### 【事務局】

岸本 孝之	総務局行政部長
河野 靖彦	総務局行政部文書担当課長
遠藤 博文	公文書館長
今中 國雄	公文書館次席調査員

### 4 傍聴者

なし

### 5 議 題

#### ・審議事項

- (1) 委員紹介
- (2) 委員長の互選
- (3) 委員長代理の指名
- (4) 部会の構成及び運営方法について
- (5) 公文書館機能の充実について

#### ・その他報告事項

### 6 議事要旨

#### (1) 委員長の互選

大阪市公文書管理委員会規則(以下「規則」という。)第2条第1項により、澤井委員が委員長に就任された。

#### (2) 委員長代理の指名

規則第2条第3項により、委員長代理に安竹委員が指名された。

(3) 部会の構成及び運営方法について

【事務局説明】

- ・異議申立てがあった場合に速やかに部会を開催するため、部会の構成及び運営方法について、審議を依頼した。
- ・部会の構成は、大阪市公文書管理条例第30条第5項「委員3人以上をもって構成する」の規定により3名とし、上田委員・金井委員・玉田委員に依頼した。
- ・部会の運営方法は、大阪市情報公開審査会の運営方法を準用し、異議申立ての案件が発生した場合に開催することとした。

【委員からの主な意見・質問】

- ・質問・意見は特になく、事務局案のとおり確認された。

(4) 公文書館機能の充実について

【事務局説明】

- ・第7回公文書管理委員会において、公文書管理条例第28条第1項の規定によります特定歴史公文書等の廃棄につきまして審議した結果、廃棄することとなった特定歴史公文書の寄贈等の引き継ぎ先について説明した。
- ・178簿冊の引き継ぎ先として、行政刊行物として公文書館で引き続き保存管理するものが6冊、大阪市立中央図書館に寄贈するのが21冊、残りの151冊は移管元であった大阪市財政局において保管することとなった。

【委員からの主な意見・質問】

- ・委質問・意見は特になく、事務局案のとおり確認された。

【事務局説明】

- ・特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊として次回審議を予定するものについて説明した。
- ・全体で417冊の簿冊が廃棄候補簿冊としてリストに上がっているが、今後、アーキビストや移管元の所属の意見を踏まえ、特定歴史公文書として廃棄の手続きを行いたい、一部の簿冊については行政刊行物化を図りたい。

【委員からの主な意見・質問】

- ・資料3の2-1-アについて、運用ルールとはどれを言及しているか。  
資料2-1の大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルールに記載している。
- ・行政刊行物等の定義というのはどこに書いてあるのか。  
公文書館行政刊行物等管理要綱に記載している。

(5) その他報告事項

【事務局説明】

- ・年報、大阪市公文書館の概要について説明した。

【委員からの主な意見・質問】

- ・プライバシーに関して、具体的に歴史公文書として保存されているもので、把握している範囲では、例えばどういうものがあるのか。  
行政に関する申請書や履歴書など、住所、氏名、生年月日、場合によっては本籍や添付資料と

して戸籍謄本などが保存されている。また、家屋・土地台帳にまつわる図面等もある。

- ・特定歴史公文書の廃棄ということについて、実際に物理的な廃棄はあるのですか。

今後、物理的な廃棄を行うことは生じるかもしれません。

- ・例えばマイクロフィルムとか何か保存の方法論ということで、何か公文書館で考えていることはあるのですか。

紙のものをそのまま紙で保存するということが自体難しくなっていますので、今後、デジタル化も含めて検討していかなければならない問題だと思っています。

- ・公文書管理条例第28条で、歴史資料として重要でなくなったと認める場合には廃棄することができるが、ここで言う、歴史資料というのはどういう意味か。

歴史資料については、公文書管理条例の目的からすると現在・将来の市民に対して市政の説明責任を果たす。行政上の重要なことを後に検証できるような文書というのが基本だと思っています。

ただし、収集の基準では、行政的な価値での残し方とともに、もう少し広げて、市民の活動、大阪市の文化など、歴史的・文化的な価値があると認められるような文書については残すべきものと思っています。

- ・特定歴史公文書の廃棄について、今後アナウンスをしていくのか。

ホームページに掲載するということが十分あり得ると思うので、今後検討したい。

- ・今回の廃棄した文書の引き継ぎ先一覧はどこかに出るのでしょうか。

会議資料としてホームページに掲載します。

## 7 会議資料

資料1 - 1 大阪市公文書管理委員会規則

資料1 - 2 公文書管理委員会（部会）異議申し立て審議について

資料2 - 1 大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール

資料2 - 2 特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト 記載説明

資料2 - 3 廃棄した特定歴史公文書の寄贈等引き継ぎ先一覧

資料3 特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊

## 8 問合せ先

大阪市総務局行政部行政課文書グループ

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話：06 - 6208 - 7433 ファックス：06 - 6229 - 1260